

農協関係法制度の見直しに関する意見書

昨年6月、政府は「規制改革実施計画」を閣議決定し、JAグループに自己改革を求める内容を示しました。

これを受け、JAグループ北海道は、11月に「JAグループ北海道改革プラン（実行計画指針）」を策定し、「組合員の所得向上」と「農村地域の活性化」による「持続可能な北海道農業」と「豊かな地域社会」の実現を目指し、自己改革の具体的実践に着手したところです。

また、年明け以降、与党・政府内での検討が進められ、去る2月9日に農協法制度等の骨格案が決定されたところですが、最終的な法案の制定までは、継続的な意見反映が必要です。

さらに、生産現場からも、JAグループ北海道の自己改革が尊重されない農協改革では、農協系統組織の持つ機能が損なわれ、本道農業や地域の持続的発展に支障を来すおそれがあるとの懸念の声が上がっています。

つきましては、今後、農協関係法制度の見直しに関し、次の事項について要請します。

記

- 1 食料の安定供給、地域の振興について農協法の目的に明確に位置付けし、事業目的の見直しにあたっては、協同組合の基本的性格を維持すること。
- 2 准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。
- 3 JA・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強制しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月16日

北海道士幌町議会議長 加納 三司

提出先

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
農林水産大臣	様
経済産業大臣	様